

## 給与勧告制度の基本的な考え方(人事院)

- ・国家公務員は、労働基本権が制約されているため、代償措置としての人事院の勧告(給与勧告)にもとづき給与を決定
- ・国家公務員も勤労者であり、勤務の対価として適正な給与を支給する必要
- ・給与勧告は、国家公務員法第28条に定める情勢適応の原則にもとづき、経済・雇用情勢等を反映して労使交渉等によって決定される常勤の民間企業従業員の給与水準と常勤の国家公務員の給与水準を均衡させること(民間準拠)を基本

企業規模100人以上の約10、100民間事業所の約47万人の個人別給与を調査(完了率82.5%)

○月例給  
公務と民間の本年4月分の給与を調査し、主な給与決定要素である役職段階、勤務地域、学歴、年齢を同じくする者どうしを比較

民間給与との比較

|           |                                          |
|-----------|------------------------------------------|
| 民間給与との較差  | 15,056円(3.51%)                           |
| 一時金       | 昨年8月から本年7月までの直近1年間の民間の支給割合と公務の年間の支給月数を比較 |
| 公務の平均支給月数 | 4.72月                                    |
| 民間の支給割合   | 4.65月                                    |

### 民間給与との比較

### 給与改定の内容と考え方

#### 行政職俸給表(一)

・業務遂行において重要な役割を担っている中堅層以上の職員について、昨年を上回る引き上げ改定(平均改定率)

|     |      |
|-----|------|
| 1級  | 4.0% |
| 2級  | 3.6% |
| 3級  | 3.4% |
| 4級  | 3.1% |
| 5級  | 3.0% |
| 10級 | 3.3% |

引き上げ率は、  
・期末手当および勤勉手当に0.025月分ずつ  
・均等に配分

#### (一時金)

民間の支給状況に見合うよう支給月数の引き上げ年間4.65月分  
←  
4.70月分  
(+0.05月分)

#### 一般の職員の場合の支給月数

|      | 6月期                | 12月期               |
|------|--------------------|--------------------|
| 26年度 | 期末手当 1.2625月(支給済み) | 1.2875月(現行1.2625月) |
|      | 勤勉手当 1.0625月(支給済み) | 1.0875月(現行1.0625月) |
| 27年度 | 期末手当 1.275月        | 1.275月             |
|      | 勤勉手当 1.075月        | 1.075月             |

〔実施時期〕月例給・一時金：26年4月



※詳しくは速報No.3参照

○無給休暇の新設  
・すべての職員を対象に、公務の運営に支障がない場合において取得事由を問わず、無給で年間7日まで取得できる  
・日単位、時間単位でも取得できる  
〔実施時期〕27年4月

○代休日指定等の見直し  
・現行の取得単位(代休日の指定は1日、週休日の振替等は1日または4時間)に満たない場合でも可能とする  
・※休日勤務が1日に満たない場合でも指定可能  
〔実施時期〕27年4月

#### 見直しイメージ

例：勤務時間が1日7時間45分の職員に対し、休日(8/11(火))に5時間15分の勤務を命じる場合

【現行】代休日は1日勤務を命じた場合のみ指定可能  
8/11(火)  
勤務時間 5時間15分  
2時間30分  
休日給を支給(代休日の指定は不可)  
休日のため勤務することを要しない

【見直し後】より細かい単位で代休時間を指定可能  
8/11(火) 勤務時間 5時間15分 2時間30分  
代休時間の取得を可能に  
8/14(金) 勤務時間 2時間15分 代休時間 5時間15分

## 26年人事院勧告

8月7日、人事院が勧告・報告をおこなう

## 昨年並み高水準のベースアップ!

### 勧告・報告のポイント

- ①民間給与との較差15,056円(3.51%)を解消するため、中堅層以上の職員について昨年を上回る引き上げ改定  
・初任給は、一律9,500円引き上げ
- ②民間の再雇用者の状況をふまえ、再任用職員の月例給を改善
- ③一時金を0.05月分引き上げ  
(期末手当および勤勉手当に0.025月分ずつ配分)

## 教育ひょうご

発行所 神戸市中央区中山手通4丁目10-8  
兵庫県教職員組合  
発行人 兵庫県教職員組合  
代表者 森戸卓也  
編集人 松浦明日香  
電話 050(3538)2346  
1部15円 年定価360円  
(組合員の購読料は組合費の中に含む)

2026/9・1

No.2147

- ・教育課程編成講座
- ・第2回地域組合三役合同会議
- ・おきしお守彦さん推薦決定

### 転勤にともなう経済的な負担の軽減等

- (1)転居に関する手当  
単身赴任者に限らず転居をともなう転勤をおこなった職員を広く対象とする手当を新設  
・官署を異にする異動を命ぜられ、異動後の官署への通勤が困難であるため、一定距離以上の転居をした職員を対象に支給  
・支給期間は異動から3年間(単身赴任者でやむを得ない場合には3年間を超えて延長可能)  
〔実施時期〕27年4月
- (2)広域異動手当  
支給割合を引き上げ  
60km以上300km未満 5%↓8%  
300km以上 10%↓16%  
〔実施時期〕26年4月
- (3)特勤勤務手当に準ずる手当  
官署の指定基準を見直し  
〔実施時期〕27年4月

### 勤務時間・休暇の改定



★(兵退教協 支部代表者会議(26年2月)参加者アンケートより)

### 兵退教協から現職組合員へのメッセージ

もし今の状況がよいと思っているなら、それは組合が勝ち取った権利。次の世代にバトンタッチするためにも組合運動は大切です。

現職の時は、あまりにも学校のこと、明日の授業のことで頭がいっぱいになっていたと思います。少しゆとりをもって、まわりの人と(他の仕事の人)交流するのも必要だったと思います。職場の悩みもどんどん相談するといいですよ。そのために組合があるのだと思います。

忙しいと思いますが、子どものため、自分のため、仲間のため、組合活動を大切にしてください!

一人ひとりの力は小さいですが、みんなで教育のことや職場のことについて話し合い、要望したり意見を言ったりすることが大事です。

## あんしん むすぶ 教職員共済

2026年3月リニューアル!!

## 自動車共済

※1 公務使用中はすべての契約に適用。通勤中は契約タイプがN型・O型・S型で6等級以上の場合、1共済期間中1回限り適用  
※2 自動車共済の現職加入者の対人・対物事故のうち、平日の「午前7時~8時台」「午後5時~8時台」の事故の割合(2016年度~2024年度)

## 公務使用中・通勤中の事故は 等級ダウンなし!

教職員共済の自動車共済は、通常3等級ダウンする事故でも「公務使用中」、「通勤中」の事故なら等級はそのまま!※1  
だから契約更新後の掛金も上がらない!!

教職員の交通事故 通勤時間帯が **4割**※2

なんと

ご契約にあたっては必ずパンフレットおよび重要事項等説明書(契約概念・注意喚起情報)をご覧ください。承25-企-52(2602)

### リニューアル記念

専用フォームから資料&御見積書の請求で『車ピカピカシート』をプレゼント!

詳しくは  
コチラ!



厚生労働省認可  
教職員共済生活協同組合 兵庫県事業所

〒650-0004 兵庫県神戸市中央区中山手通4-10-8 ラッセホール 4F  
TEL: 078-221-9730 【平日9:00~17:30】

揖保郡太子町鰯（西本町）生まれ。小学校教員、県立西はりま特別支援学校校長、太子町教育長を経て、2022年太子町長選挙で初当選した。